

労働者の生活、安全、健康を守る

Mission

労働基準局 (安全衛生部)

人が生活していくためには、働いて賃金を稼がなくてはなりません。だからこそ、いくら働いても生活していくだけの賃金が払われない、あるいは、働くことで心身の健康を損なうなどということはあってはならないことです。

そのため、労働基準法では、労働者が人たるに値する生活を営むための最低限の労働基準を定め、これを下回る労働条件を禁止しています。

労働基準行政は、労働者の味方として、労働基準法などに定められた、賃金、労働時間、安全衛生などに関する労働条件を企業などに遵守してもらうことをその使命としています。

全国の労働基準監督署において、労働基準監督官が企業などへの監督を実施しており、これらを通じて、労働者の生活、安全、健康を守っています。

労働基準局は、労働者の味方として、労働者の生活、安全、健康を守っています。そのため、法令を守らない企業などに対して、法令の遵守を指導し、労働者が安心して働けるような労働環境を実現していきます。



【政策紹介 1】

労働基準監督官による最低労働条件の確保

給料の不払いや長時間残業で悩んだことはありませんか。そんなとき、皆さんが相談できるのが「労働基準監督署」です。全国の労働基準監督署には、毎日、多くの労働者やその家族の方々から、長時間残業、賃金不払、解雇などについて相談が寄せられています。

我が国では、労働基準法などの法令で、労働時間や賃金、職場での安全衛生などの労働条件の最低基準が定められていますが、こうした法令を企業に遵守させる役割を担っているのが「労働基準監督官」です。

監督官は全国325ヶ所にある労働基準監督署に配置され、事業場を臨検・監督し、法令違反に対しては速やかな改善を指導します。また、重大又は悪質な事案については、特別刑事事件として捜査し、検察庁に送検するなどの適正な対応を行っています。

これらの取組により、法律に定められた労働条件が守られ、労働者が安心して暮らせる社会を維持しています。



[労働相談を周知するポスター]

【政策紹介 2】

労働災害の防止に向けた取組の推進

働いているときに、仕事が原因で怪我をしたり、病気になったりすることは、とても痛ましいことです。平成25年には、労働災害が増加したことから、労働災害の防止に向け、事業場における安全衛生の対策の強化に取り組んでいます。

また、最近では、東京電力福島第一原発の事故への対応として、原発での作業や除染作業などに従事する方に対する安全や健康の確保に向けた監督・指導にも取り組んでいます。

[福島第一原発]



[岩手県での安全衛生巡回指導の様子]

【政策紹介 3】

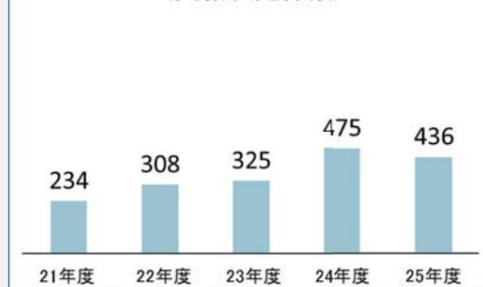
ストレスチェック制度の創設

近年、仕事によるストレスが原因でうつ病などの精神障害を発症する方が増えています。労働者が安心して働くためには、建設現場からの墜落・転落などの事故や、アスベストによる肺がんなどの病気を防ぐだけでなく、「こころの健康」も守る必要があります。

そのため、平成26年6月の労働安全衛生法の改正では、事業者は、労働者に対して医師や保健師によるストレスの程度を把握するための検査を実施することを義務付ける、いわゆる「ストレスチェック制度」を創設しました(実施は平成27年12月から)。

事業者や医師と連携しながら、労働者の「こころの健康」を守っていきます。

精神障害の労災補償状況 (支給決定件数)



[精神障害の労災補償状況]

Keyword 働き方改革

近年、「働き過ぎ」、「過労死」といった働き方についての問題が大きく取り上げられています。そうした中、平成26年6月には「過労死等防止対策推進法」が成立し、厚生労働省では、平成26年9月に「長時間労働削減推進本部」を立ち上げ、省を挙げて、こうした問題に取り組んでいます。

長時間労働対策として、働き過ぎが疑われる事業場を対象とした重点的な監督指導を実施するとともに、企業の自主的な働き方の見直しに向けて、ポータルサイトを活用して先進的な取組について情報発信したり、地域における働き方改革の気運が高まるよう、地域のイベントと連携した有給休暇の取得促進活動を行ったりするなど、働き方改革を進めています。



[働き方・休み方改善ポータルサイト]



[長時間労働削減推進本部の様子]